

60th
anniversary

創立60周年記念誌

町田市社会福祉協議会



誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり



社会福祉法人
町田市社会福祉協議会



目次

.....

会長あいさつ	2
未来へはばたく	
町田市社会福祉協議会	3
誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり	4
第四次町田市地域福祉活動計画	6
社協事務所の変遷	8
60年のあゆみ	9
組織図	16
社協の事業について	17
歴代会長	26
任期別三役名簿	27
任期別理事・監事・評議員名簿	28
定款	30

会長あいさつ



会長 小野 敏明

町田市社会福祉協議会は、本年創立60周年の節目の年を迎える事ができました。これもひとえに、市民の皆さま、関係者の皆さまの深いご理解とご協力の賜物と心より御礼申し上げます。

近年少子高齢化をはじめ、人と人とのつながりの変容など様々な福祉課題の解決に向けた包括的な支援体制が求められています。国により提唱された「地域共生社会」に基づき社会福祉法が改正され、地域における社会福祉法人のあり方が問われています。町田市でも今後人口減少や地域基盤の変化が予測されています。また働き方改革により学童保育の需要が増えるなど、これまでよりも迅速で的確な社会福祉協議会の事業運営が不可欠であり、その担うべき責務はますます大きなものとなっていきます。

本会は、平成8年度に「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「第一次町田市地域福祉活動計画」を策定しました。平成29年度からは、町田市が策定する「第3次町田市地域福祉計画」と本会の「第四次町田市地域福祉活動計画」とを計画体系や期間を合わせ、相互に連携・協力しながら市民の立場から一体的に地域福祉の推進を目指しております。

また、近年では自然災害による被害が大きく報道される中、本会も町田市と協定を締結し災害ボランティアセンター設置の役割を担うとともに、義援金の募金活動をはじめ、現地への職員派遣、そして町田市内に避難された方々に寄り添う支援事業を行っております。

結びに、本会は、次の70周年に向かって、今日を第一歩としスタートいたします。今後も、地域福祉の推進のため、役職員一同事業に努力、邁進いたします。町田市をはじめ東京都社会福祉協議会や皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



未来へはぼたく

町田市社会福祉協議会



誰もが安心して しあわせに暮らせる まちづくり

町田市社会福祉協議会(以下「町田市社協」)は、昭和33年5月29日に
任意の団体として創立、昭和44年9月22日に社会福祉法人として認可され、
平成30年に創立60周年を迎えました。

平成29年度からは「第四次町田市地域福祉活動計画」に基づき、
地域住民やボランティア、NPO、民生委員児童委員、町内会・自治会、老人クラブ、
福祉施設、企業及び行政等様々な方や団体の「協働」により、
「福祉のまちづくり」に取り組んでおります。

組織

町田市社協は、地域の住民やボランティア、福祉・保健等の
関係者と行政機関で構成する民間非営利の社会福祉法人です。

組織図

住民のみなさんを
会員として構成する
団体ですので、
どなたでも会員になり
参加することができます。

地域の住民

会員(正会員・賛助会員・特別会員・団体会員)

市内事業所・会社 他
福祉施設等
福祉団体
行政関係
学識経験者
民生・児童委員
町内会・自治会
一般家庭

監事

理事会

評議員会

部会・委員会

常務理事

副会長

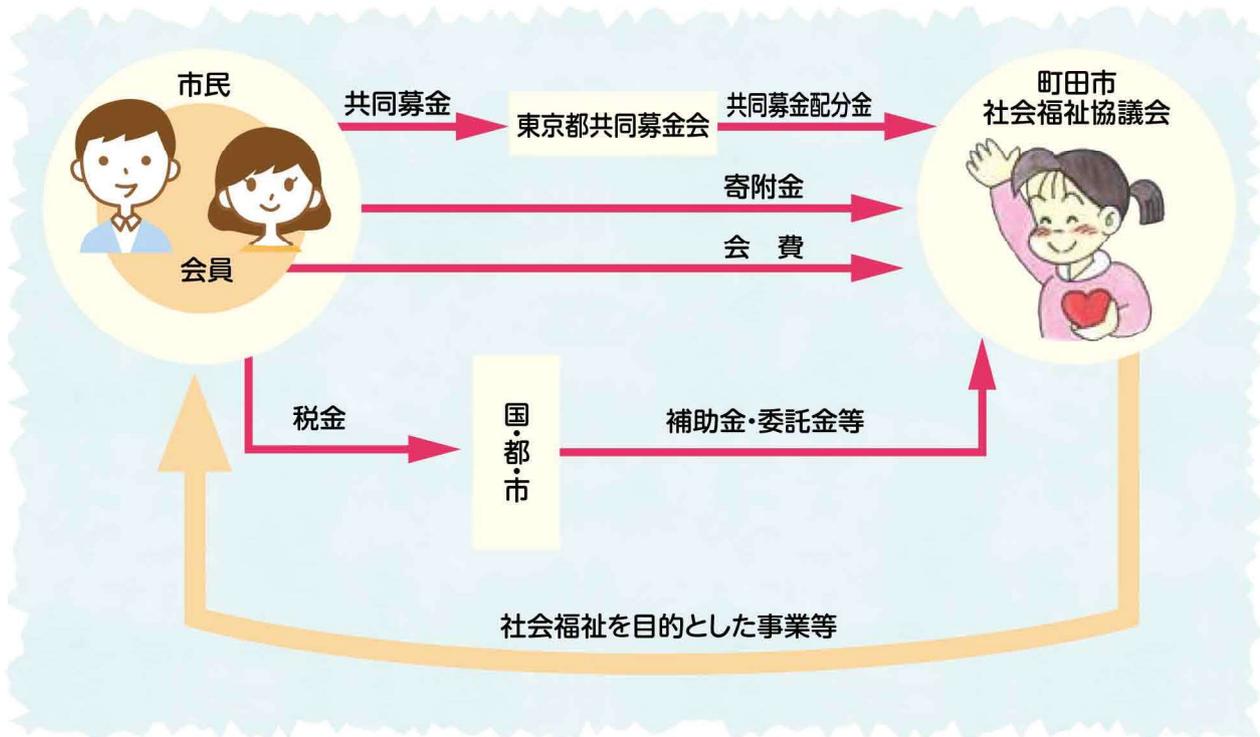
会長

評議員選任・解任委員会

福祉サポートまちだ事業充実検討委員会
町田市市民後見人育成委員会
町田市福祉サービス苦情調整第三者委員会
福祉サポートまちだ運営委員会
町田市地域福祉活動計画推進委員会
苦情解決第三者委員会
ボランティアセンター運営委員会
共同募金町田地区配分推薦委員会
広報部会
地域福祉推進部会

財源

会員会費や寄附金等を基盤とし、国や都、市からの補助金及び委託金、共同募金配分金等で運営しています。



町田市社協の地域福祉活動にご理解いただき、
財政的に支える形で地域福祉に参加してくださる
方が社協の会員です。

社協の活動は会員のみさんの会費によって
支えられています。

社会福祉協議会とは？

地域の住民が主体となって福祉の関係者や団体の協力を得て地域の問題を法律や、制度に縛られることなく、みんなで話し合い、協力し合って自主的に福祉を高めていくことを目的とした福祉団体です。市町村社会福祉協議会は社会福祉法で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として規定され、市町村ごとに1か所ずつ設置されています。

町田市社会福祉協議会

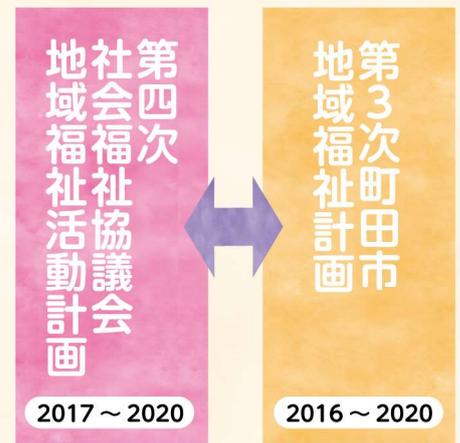
第四次町田市地域福祉活動計画

計画の策定にあたって

「町田市社協」は、平成8年度に「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」を基本理念とする第一次町田市地域福祉活動計画を作成し、地域福祉の推進のために事業を行ってきました。

近年、社会状況の変化により、地域では制度の枠組みだけでは解決困難な複合的な課題を抱えた人・世帯が増えており、地域住民相互による支え合いの関係づくりや、それを支援する関係機関、福祉専門職等との包括的な体制構築が必要となっています。

そのようなことを踏まえ、住民の立場から地域全体で取り組む民間の活動・行動計画として、第四次町田市地域福祉活動計画を策定しました。



本計画から、町田市が策定する「町田市地域福祉計画」と計画体系や期間を合わせ、合同会議を通して相互に連携・協力しながら、一体的に地域福祉の推進を目指しています。また「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、PDCAサイクルによる進捗管理と評価をおこない、計画を推進してまいります。

《基本理念》

誰もが安心して
しあわせに
暮らせるまちづくり

103の
基本理念の
基本施策を
定め、現
状に向けて

《基本目標》

1 みんなで学び合い、
話し合えるまち
～地域福祉を担う人づくり～

2 みんなで支え合い、
創っていくまち
～ささえあいのある地域づくり～

3 みんなが自分らしく
暮らせるまち
～地域福祉を拓げる基盤づくり～

《基本施策》

- 1-1 地域福祉に対する意識づくり
- 1-2 地域福祉の担い手の育成・拡充
- 1-3 福祉専門人材の育成・定着支援

- 2-1 地域での見守り・日常生活支援の促進
- 2-2 地域福祉活動の活性化
- 2-3 地域における健康づくり・介護予防活動の支援

- 3-1 効果的な相談支援・情報提供
- 3-2 地域生活の支援
- 3-3 災害に備えた連携支援の充実
- 3-4 福祉サービスの質の向上

《取り組み》

重点
多様な主体が参加する懇談会をとおしたつながりづくり

重点
地域の様々な人や団体が集まれる居場所づくり

重点
地域で困りごとを抱える人を支援する仕組みづくり

重点的な取り組み

重点 1 多様な主体が参加する 懇談会をとおした つながりづくり

懇談会では、多様な主体で構成される福祉ネットワークが形成され、地区の情報や社会資源を共有し、地域課題に対するよりよい解決方法を考えていく場となっていきます。また、構成メンバー間で相互に意識啓発が行われ、人材が育成されていくことを期待します。

- ① 地域に多様な主体がいる状況
- ② 懇談会をとおした情報共有・意識啓発、課題整理
- ③ 課題解決を目的とした懇談会の開催
- ④ 地域課題解決のための福祉ネットワークづくり (情報共有・人材育成)

重点 3 地域で困りごとを抱える人を 支援する仕組みづくり

コミュニティソーシャルワーカーの 支援のイメージ



重点 2 地域の様々な人や 団体が集まれる 居場所づくり

地域の様々な人や団体が集まれる 居場所に必要なこと

地域の 様々な人や 団体が集まれる 居場所

- 人とつながりを感じることができる
人とふれあい、助け合い、支え合いにつながる
- 経験や特技、個性を活かすことができる
自分の役割を見つけることで、生きがいにつながる
- 自由に過ごすことができる
いつでも立ち寄れて、安心して過ごすことができる
- 誰もが利用でき、活躍できる
様々な地域住民が利用できるとともに、担い手になれる



事務所の变迁



1958

昭和33年

元町田市役所内(原町田5-8-24)で発足
町田市社会福祉協議会(任意社協)



1969

昭和44年

福祉会館(元町田市役所、原町田5-8-24)
町田市社会福祉協議会(法人化)

1980

昭和55年

福祉会館分室(原町田4-11-14)に移転



1986

昭和61年

すみれ会館(中町2-13-14)に移転



1989

平成元年

健康福祉会館(原町田5-8-21)に移転

1996

平成8年

健康福祉会館分館(原町田5-8-24)に移動



1999

平成11年

町田市民フォーラム
(原町田4-9-8 4階)に移転
現在に至る

老人と子供のつどい

町田市社会福祉協議会



60年のあゆみ

町田市社会福祉協議会





町田市社会福祉協議会の誕生 ～60年のあゆみ～

町田市社協の出来事

町田市社協の誕生

1958 昭和33年	町田市社会福祉協議会(任意社協)誕生 初代会長に五十嵐朝治氏就任
1959 昭和34年	世帯更生資金の制度化に伴う、貸付事務が業務の中心
1960 昭和35年	老人福祉、児童福祉、母子福祉、社会福祉、援護事業等の専門別活動を行う 行政や町内会、自治会、婦人団体、民生委員、児童福祉協会等の関係諸団体と連携し、行事等の協力援助を行う
1961 昭和36年	
1962 昭和37年	
1963 昭和38年	
1964 昭和39年	
1965 昭和40年	
1966 昭和41年	
1967 昭和42年	法人化に関する調査研究委員会発足 被保護世帯の小学校新入学児童に祝い品贈呈 被保護入院者及び施設入所者に金品贈呈
1968 昭和43年	ママの休養事業実施 法人格取得のための調査検討
1969 昭和44年	社会福祉法人町田市社会福祉協議会誕生 二代会長青山藤吉郎氏就任 事務局 原町田5-8-24 専任の事務局長、職員2人の3人体制
1970 昭和45年	ねたきり老人に見舞金を支給 一人暮らし老人に慰問金を支給 生活保護家庭の小・中学校の入学者に対し、ランドセル、カバンを支給
1971 昭和46年	心配ごと相談を開始 生活保護家庭の中学校入学生に制服を支給、中卒就職者に支度金を支給 ねたきり老人の調査を民生委員の協力により実施
1972 昭和47年	民生委員の協力により、交通災害遺児の調査実施 交通災害遺児に対し激励金支給 無認可保育室8か所に助成 重度の身体障害者、精神薄弱児を民生委員が訪問して見舞金を贈る 市内心障学級児童・生徒の一日遊園行事に援助 一人暮らし老人に安全ブザーを贈る 地区組織活動の指定を東社協より受ける(昭和47～49年度)
1973 昭和48年	交通災害遺児に対し、レクリエーションの実施 心配ごと相談所特別会計を廃止し、一般会計に統合
1974 昭和49年	三代会長松沢勲氏就任 付添看護婦等助成事業を市に移管
1975 昭和50年	交通災害遺児の小・中学校入学者に対し、支度金を贈る 老人と子供の集いを実施 ひとり暮らし老人に激励金を贈る
1976 昭和51年	心身障害者福祉懇談会発足
1977 昭和52年	市内の老人ホームにオムツを贈る運動を民協婦人部の協力を得て開始 朗読奉仕グループに10日間の日程で初級講座を開催 放置自転車監視業務を市より受託
1978 昭和53年	四代会長齋藤繁氏就任 創立20周年 在宅の寝たきり老人にオムツを贈る

昭和33年2月に町田町、鶴川村、忠生村、堺村が合併し(南村は昭和29年4月1日、町田町と合併)、都下9番目の市として町田市が誕生しました。そして当時の福祉の中心的な存在であった福祉事務所をはじめ、民生委員、町内会や婦人会の役員により町田市社協の設立準備が進められました。町田市社協結成準備会などを経て、昭和33年5月に公民館で開催された町田市社協結成総会にて最初の会則や予算等が承認されました。初代会長として、町田地区民生委員協議会の総務であった五十嵐朝治氏が就任し、町田市社協(任意)が正式に発足しました。現在の生活福祉資金へと繋がる世帯更生資金の貸付事務や共同募金、歳末たすけあい運動などの業務に取り組んでいました。

社会福祉法人として

町田市社協が誕生してからは、民生委員など関係者の参画を得ながら各種の福祉サービスやイベントなどを実施しました。そして着実に市民にも町田市社協が認知されるようになった昭和43年頃に、より安定した事業運営を図るため、町田市社協役員と行政が一体となって法人化への準備に取り組みました。

法人化基本財産積立金13万円の確保をはじめ、昭和44年に開催された理事会では法人化設立当初の役員などが選出されました。同年9月22日付で法人認可を受け、同年9月24日付で法人の登記が行われ、社会福祉法人町田市社会福祉協議会が誕生しました。



原町田付近上空より

福祉バザー開催 せりがや会館オープン

昭和50年代にはさらに事業展開の充実が図られました。昭和54年には第1回福祉バザーが開催されました。このバザーは創立60周年を迎えた現在も町田市社協と民生委員児童委員協議会の共催事業として開催しています。

また、昭和55年民生委員による共同募金を街頭で実施しました。現在は毎年10月1日に街頭募金として各駅を中心に実施しています。

昭和61年11月にはせりがや会館がオープンしました。緊急一時保護所「仲間の家」、自立生活通動寮「せせらぎ荘」、高齢者相談室及び高齢者緊急一時保護宿泊所「なごみの苑」などの事業が始まりました。



町田市社協バザー（昭和59年）



せりがや会館オープン（昭和61年）

ボランティアセンター開設

元号が平成になり、永年の懸案であったボランティアセンターを事務局内に開設しました。その後、ボランティアセンターはせりがや会館内に移転し、また市民サロンとの窓口が統一されるなどの変遷を経て、現在は町田市民フォーラムで業務を行っています。ボランティアの募集・登録・活動紹介のほか、手話講習会などの各種講座、福祉体験教室などボランティア活動の拠点として様々な取り組みを行っています。



子ども福祉体験教室

町田市社協の出来事

1979 昭和54年	五代会長谷節能氏就任 第1回福祉バザー
1980 昭和55年	事務局移転（福祉会館分室） 民生委員による共同募金を初めての試みとして街頭で行う
1981 昭和56年	総合相談所（老人、身障、精薄、児童）の開始 歳末たすけあいで募金額が1千万を突破
1982 昭和57年	老人と子供のつどいを福祉まつりに変更 ねたきり老人、障がい者に対し、布団の丸洗いと乾燥事業を実施 「竜 鉄也チャリティーショー」の実施
1983 昭和58年	ボランティア育成事業として、福祉事務所で行ってた夜間の初級手話講習会を社協事業として引き継ぐ 中国からの帰還者に対し、日本語講座を開催 地区組織活動推進委員会を設置 介護用品の支給事業開始 愛の一声運動（ヤクルトの配布）開始
1984 昭和59年	憲法記念日に市民福祉のつどいを行う（市民ホール） 社協会費の改訂 正会員150円→200円 賛助会員1,000円→2,000円
1985 昭和60年	老人の給食サービスに関する調査を民協の協力により実施 第1回ふれあいレクリエーション実施
1986 昭和61年	事務局の移転（すみれ会館） 第1回めぐり愛社協まつり実施 ボランティア連絡会とハンディキャブ友の会の事務局が社協事務局の一隅に移転 せりがや会館オープン
1987 昭和62年	六代会長加藤忠男氏就任 町田市社会福祉協議会ボランティア検討委員会発足 福祉基金特別会計（1億円）設置
1988 昭和63年	創立30周年 準要保護世帯調査実施 母子父子家庭の調査実施 児童電話相談開設 シルバーデイケアサービス事業開始 会食サービス事業開始 訪問入浴サービス事業開始 子ども福祉体験教室実施 母子父子世帯入学祝金の配布
1989 平成元年	事務局移転（健康福祉会館） 介護者慰安日帰り研修旅行実施 七代会長坂本八郎氏就任 愛の一声運動終了 介護ビデオの貸出事業開始
1990 平成2年	町田ボランティア・センター設立 事務局内 重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業受託 福祉基金の増額 財源検討委員会発足
1991 平成3年	ボランティア・センター移転（せりがや会館4階） ひとり親世帯親子レクリエーション実施 せりがや会館まつり実施 町田ボランティアセンターだより発行
1992 平成4年	ひとり親世帯小学校・中学校入学祝い金の支給 地域子供会への助成
1993 平成5年	親子自然ふれあい教室事業開始 ひとり暮らし老人招待旅行実施 虚弱老人招待旅行実施 社協パンフレット配布

町田市社協の出来事

1994 平成6年	八代会長小山貴光氏就任 ボランティア・センターと市民サロンとのボランティア 窓口が統一 60歳以上の方の訪問入浴サービス町田市に移管 社協だより新聞折り込み全戸配布
1995 平成7年	福祉機器の展示事業実施 映画と講演会事業実施
1996 平成8年	第一次地域福祉活動計画策定 在宅介護者激励事業を社協の事業として実施 まちだコミュニティカード発行 ほのぼのの定期の開始 事務局移転(健康福祉会館分館) 介護用品の支給の終了
1997 平成9年	ふれあいのまちづくり推進委員会発足 福祉機器リサイクルまちだオープン 町田社協イメージキャラクターあいちゃん誕生 社協だより年6回定期発行
1998 平成10年	創立40周年 法律相談開始
1999 平成11年	事務局移転(町田市民フォーラム) 権利擁護事業を開始
2000 平成12年	ふれあいのまちづくり事業の指定を受ける ふれあいサロンの開設 介護に関する相談と住宅改造相談の開始
2001 平成13年	社協在宅介護支援センター開所 知的障害者生活寮カブス開設 協働事業あいちゃんクッキーの開始 社協ホームページ公開
2002 平成14年	町田市第二基幹型在宅介護支援センター開設
2003 平成15年	創立45周年 支援費制度による視覚障がい者ガイドヘルパー事業開始
2004 平成16年	社協だよりの4ページ化 福祉機器リサイクルまちだ閉鎖
2005 平成17年	地域推進部会設置 学童保育事業を受託 乳幼児対象施設開放「ぴょんぴょんクラブ」の実施
2006 平成18年	社協地域包括推進センター開設
2007 平成19年	九代会長佐々木のり氏就任 福祉輸送サービス共同配車センター設置 権利擁護センター(仮称)の開設検討 協働事業あいちゃんジャムの開始 第二次町田市地域福祉活動計画策定 福祉サービス苦情調整事業を受託 子育て支援事業「にこにこクラブ」開始
2008 平成20年	創立50周年 第二次町田市地域福祉活動計画に基づく事業の実施 福祉まつりの実施

まちだ社会福祉だより

市民のみなさんへ、より確実に町田市社協の事業や福祉情報を届けるため、平成6年まちだ社会福祉だよりが新聞折り込みによる全戸配布をスタートしました。町田市社協設立当初から発行されていたまちだ社会福祉だよりは、平成30年7月に記念となる第200号となりました。4ページで一部カラー化により更に親しみやすい紙面づくりを目指しています。現在は市民センターなどの関係機関をはじめ、様々な場所で手軽に手に取ってご覧いただけます。



あいちゃん

平成9年9月4日に開かれた「第1回ふれあいのまちづくり推進委員会」の中で、町田市社協のイメージキャラクターを、町田市玉川学園在住の漫画家みつはしちかこさんに描いていただいたらどうかという提案があり、「あいちゃん」が誕生しました。みつはしさんからは、ボランティアで描いてくださるとのお返事をいただき、公募により「あいちゃん」に決定しました。笑顔あふれる様々な「あいちゃん」が、町田市社協の広報で活躍しています。



あいちゃんクッキー



福祉協カド
ステッカー

1994▶2008

平成6年～平成20年

福祉輸送共同配車センター

平成19年4月に「町田市福祉輸送サービス共同配車センター」を開設しました。障がいや高齢により、通院や外出が思うようにできない方々の外出支援を行っています。町田市や運行団体であるNPO法人町田ハンディキャブ友の会、小田急交通南多摩株式会社との協定に基づき、「あいちゃん号」、「やまゆり号」の運行支援を行っています。



福祉輸送共同配車センター開設



子育てサロン

ふれあいのまちづくり事業

平成12年に国、東京都、町田市からの補助を受け「ふれあいのまちづくり事業」を開始しました。

ここから、「ふれあいサロン・子育てサロン」や「福祉協力店」など、ささえあいのまちづくりを目指して、住民が主体となりながら社会福祉協議会とともに地域の福祉課題を解決していく事業が市内に展開していきました。

平成30年3月には「ふれあいサロン・子育てサロン」は72か所、「福祉協力店」は66か所とその活動は広がっています。

同行援護事業

(視覚障がい者ガイドヘルプステーション)

視覚障がいのある方で、通院や余暇活動等社会参加のための外出をする際、支援を必要とする方にガイドヘルパーを派遣し、支援を行います。

学童保育

平成17年4月1日、町田市より指定を受け、13の学童保育クラブの管理運営をスタートしました。平成28年4月1日より森野学童保育クラブの運営を開始し、現在は市内14の学童保育クラブを運営しています。保護者が就労等で留守にしている家庭の子どもたちが安全・安心かつ楽しく生活できるように環境を整え、子どもたち一人ひとりの豊かな成長を支援しています。また、高齢者施設・認知症デイサービス等との交流やボランティアの受け入れ等を積極的に行い、地域に根付いた学童保育クラブを目指しています。



学童保育事業

子育て支援事業「にこにこクラブ」

町田市直営時代より木曾学童保育クラブで実施していた子育て支援事業「ぴよんぴよんクラブ」を、平成19年「にこにこクラブ」に名称変更し、なんなる学童保育クラブ、野津田学童保育クラブ、七国山学童保育クラブの3つの学童保育クラブで新たにスタートしました。

平成29年に、七国山学童保育クラブから森野学童保育クラブに実施場所を変更し、現在に至っています。地域の乳幼児とその保護者の交流を目的として、施設を午前中開放し、楽しい遊びを提供しながら子育て支援を行っています。



にこにこクラブ



町田市社協の出来事		全国・町田市の出来事	世相
2009 平成21年	福祉サポートまちだ開設 いきいきポイント制度受託 法人後見受任	町田市子ども遊び場見守り事業 「まちとも」開始	裁判員制度開始 エコカー減税、エコポイント 鳩山内閣発足 6月南アフリカW杯
2010 平成22年	玉川学園地区社協誕生 法人後見監督受任	忠生高校から町田総合高校へ	菅直人内閣発足 上海万博開催 鈴木章、根岸栄一 ノーベル化学賞受賞
2011 平成23年	緊急小口資金(特例貸付)開始 特定法人後見事業開始 孤立化防止事業受託	町田市介護人材開発センター 開所式(市長ら参列) 東京都から町田市へ保健所移管	東日本大震災 野田内閣発足 日大三高夏の甲子園優勝 小笠原諸島がユネスコ世界遺産に登録
2012 平成24年	第三次町田市地域福祉活動計画策定	町田市新庁舎移転(7/17～) 障害者虐待防止法施行 障害者自立支援法を障害者生活 総合支援法に変更	スカイツリー開業 ロンドン五輪 復興庁発足 IPS細胞
2013 平成25年	創立55周年 要介護認定調査受託 町田市内学童保育クラブ絵画作品展開始 親子でヤキイモプロジェクト	障害者総合支援法が施行 復興特別所得税	富士山世界文化 遺産登録決定
2014 平成26年	南町田福祉ネットワーク誕生(設立) 市民後見人育成事業	地域子育て支援センター設置	御嶽山噴火 ソチ冬季オリンピック開催 アナと雪の女王のヒット
2015 平成27年	子育て支援事業「ほっとサロン」開始	就労サポートまちだ開設 生活困窮者自立支援法施行	パリ同時多発テロ事件発生 自撮り棒流行 北陸新幹線開業
2016 平成28年	森野学童クラブ指定管理を受け 14クラブ運営 まちだ社会福祉だより1、4面カラー化 全域生活支援コーディネート事業受託	自殺対策基本法一部改正により 計画策定 障害者差別解消法施行 地域共生社会の提唱 社会福祉法人制度改革 改正社会福祉法一部施行	SMAP解散 熊本地震 リオ五輪 長編アニメーション映画 「君の名は」のヒット
2017 平成29年	第四次町田市地域福祉活動計画策定 十代会長小野敏明氏就任 税額控除対象法人の認定 町田市と協働で地区別懇談会開催	改正社会福祉法施行	将棋・藤井四段デビュー 29連勝達成 沖ノ島世界遺産に登録
2018 平成30年	創立60周年	改正障害者総合支援法施行	ロシアW杯 西日本豪雨災害 北海道胆振東部地震

※事業の名称等は当時の表現のまま掲載しています。



成年後見制度普及のための講演会



南町田福祉ネットワーク設立総会



災害ボランティアセンター設置運営訓練

2009▶2018

平成21年～平成30年

福祉サポートまちだ開設

平成19年から成年後見制度の周知や権利擁護に関する相談に対応するためのセンターを検討し、平成20年10月からプレスタート期間を経て、町田市からの委託事業により平成21年4月福祉サポートまちだを開設しました。

いきいきポイント制度受託

市からの委託事業で、65歳以上の方々が施設ボランティアなどの地域社会活動に参加することにより、自らの健康を維持しながらいつまでも健康で暮らせること(介護予防)を目的とした事業としてスタートしました。



いいきき
ポイント手帳

要介護認定調査受託

介護サービスを利用するには「要介護認定」を受けることが必要です。町田市に介護保険認定申請書を提出しその後認定調査員が訪問し認定調査票を作成、医師の意見書と合わせて認定審査会にて審査、判定しますが、その初回の認定調査表作成業務を行っています。初年度は616人、平成29年度は2,068人の調査を実施しました。

法人後見受任

福祉サポートまちだとして、後見業務等についての理解と今後法人後見等受任のための基準について検討を行い、法人後見の受任をしました。

玉川学園地区社協誕生

玉川学園地区を拠点として活動を行っている15団体(玉川学園地区福祉団体ネットワーク)を中心とした、玉川学園地区社会福祉協議会が設立されました。活動助成など運営基盤強化を図るため支援を行いました。



玉川学園地区社協の活動報告会

南町田福祉ネットワーク誕生

市内2か所目の地区社協、「南町田福祉ネットワーク」が設立され、活動助成など運営基盤強化を図るため支援を行いました。

市民後見人育成事業

平成24～25年度に町田市社会福祉協議会市民後見人育成検討委員会を設置し、町田市の市民後見育成についての検討を行なってきました。その検討結果を踏まえた市民後見人の育成研修を開始しました。

研修修了後、第1期受講生は15人が市民後見人候補者登録を行いました。

全域生活支援コーディネーター事業受託

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、町田市全域の生活支援コーディネーターとして市から業務を受託し、市全域の生活支援サービスの充実・開発や基盤整備のために、市全体の課題について話し合う協議体をつくり、解決に向けた話し合いを進めます。また各高齢者支援センターの地域生活支援コーディネーターや市担当課と協働し、住民の助け合いの地域づくりを推進する役割を担っています。

法人後見監督受任

町田市が推薦し東京都後見人等候補者養成研修を受講した市民を、後見人候補者として家庭裁判所に申し立てを行い、社会貢献型後見人として選任された事案について、本会として初の法人後見監督人を受任しました。

孤立化防止事業

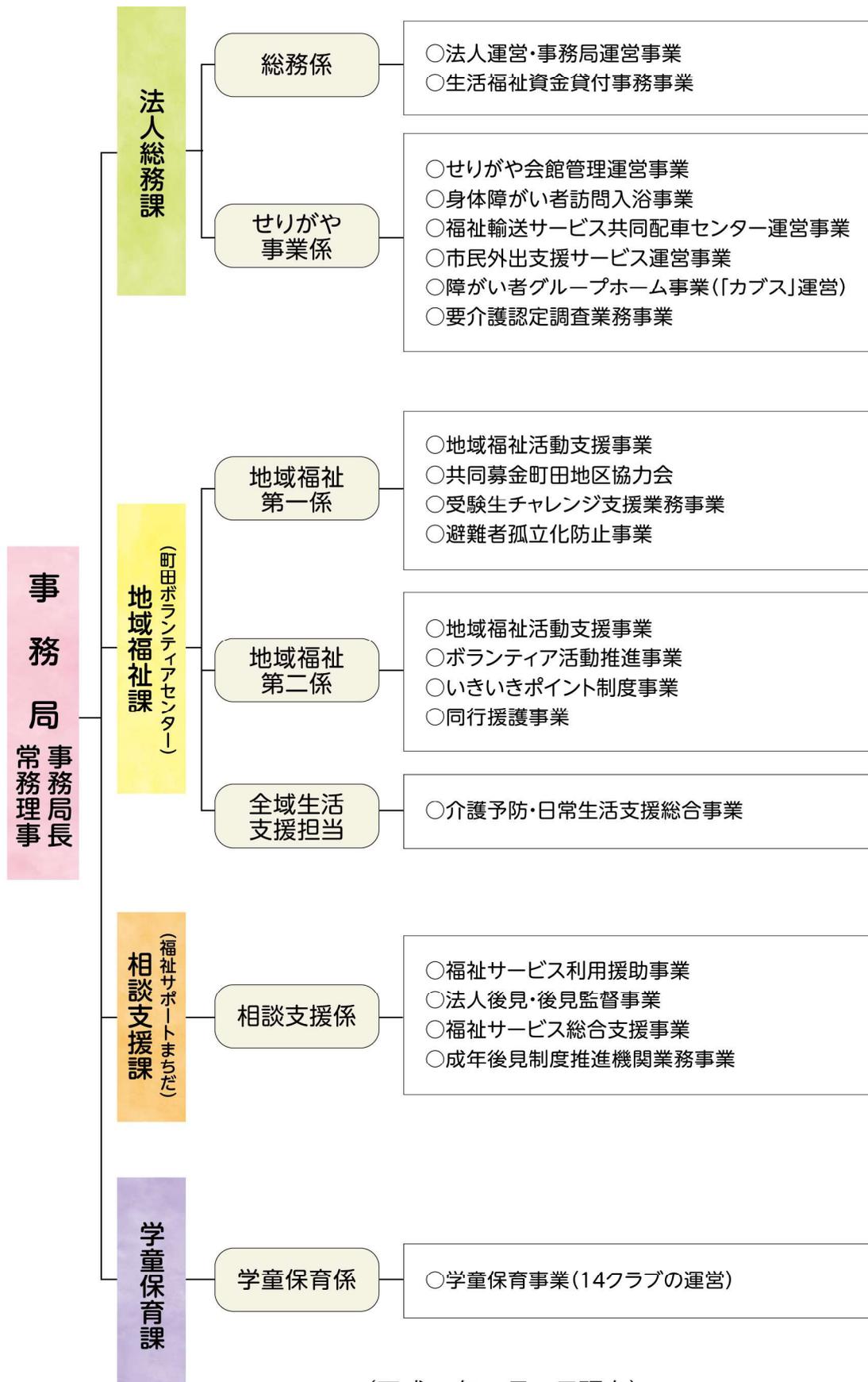
東京都社会福祉協議会の補助を受け、東日本大震災の被災地から市内にいられた方々に福祉バザーやチャリティコンサートなどの各種案内のほか、交流会、サロン、相談会を実施しました。相談員を配置し電話相談、訪問を行い、現在も市内に80世帯の方々の支援を行っています。

税額控除対象法人の認定(平成30年3月16日)

社会福祉法人は既存の制度、事業に取り組むだけでなく従来の制度、サービスでは対応できない問題、課題に取り組み、地域の方々からの協力を得ながら活動を積極的に進めていくことが求められています。そうした取り組みに対して財政の協力者の善意にこたえるために「税額控除制度」が生まれ本会もその対象法人となりました。



町田市社会福祉協議会組織図



(平成30年 4月 1日現在)



社協の事業について
町田市社会福祉協議会



町田市社会福祉協議会の主な事業

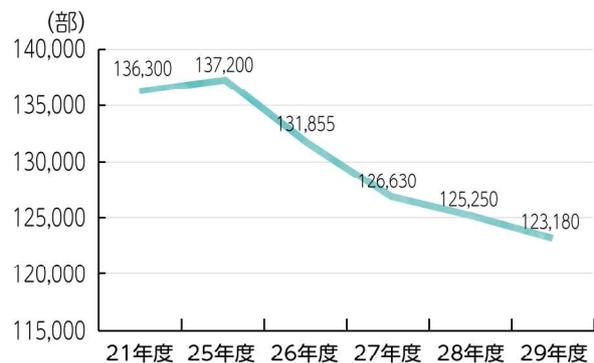
創立60周年を迎え、少子高齢化による人口構成や地域基盤の変化など様々な社会情勢の変化を踏まえつつ、これまで掲げていた「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」の基本理念を継承して、さらなる地域福祉推進のために事業を進めています。

法人総務課

● 広報(まちだ社会福祉だより)

奇数月の1日に発行し、新聞折り込みなどで市民の皆さんへ、本会事業や福祉情報を提供しています。近年は新聞購読者の減少などに伴い、発行部数も減少が続いています。

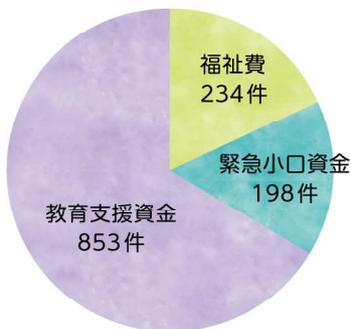
まちだ社会福祉だよりの発行部数



● 生活福祉資金貸付事務事業

年々、教育支援資金に関する相談が多くなってきており、この10年間で貸付金額も教育支援資金の割合が95%を超えるようになりました。

相談件数



平成29年度

貸付金額の推移



● 要介護認定調査事業

高齢者人口の増加に伴い、介護保険申請者数も増加しています。町田市から平成23年度に要介護認定調査を受託しました。

調査実施件数の推移



● **重度身体障がい者訪問入浴事業**

重度の身体障がい者で自宅での入浴が困難な方へ訪問による入浴サービスを実施しています。

入浴実施回数



● **福祉輸送サービス共同配車センター・市民外出支援サービス運営事業**

障がいや高齢により、通院や外出が思うようにできない方々の外出支援をNPO法人町田ハンディキャブ友の会、小田急交通南多摩株式会社や町田市との協定に基づき、実施しています。病院による送迎、福祉タクシーの増加により、運行回数は減少傾向にあります。

運行実施数



● **地域福祉課**

● **ふれあいサロン**

身近な地域で、高齢者や子育て中のお母さん達の居場所づくり、顔の見える住民の関係づくりができる場として、ふれあいサロン活動を支援しています。立ち上げから運営に関する相談対応や資金面での支援などを行っています。

【地域ごとのふれあいサロン設置数】

※()内は子育てサロン 平成29年度実績

	設置数
町田	12(2)
南	28(4)
鶴川	11(3)
忠生	8(2)
堺	13(1)
合計	72(12)



子育てサロン



ふれあいサロン

●親子でヤキイモプロジェクト

仕事や子育てに忙しく、普段地域に関わる機会の少ない人たちが、地域のつながりを育み、地域に関心を持つきっかけにつながるよう、親子で気軽に参加できるヤキイモイベントの開催を支援しています。

【親子でヤキイモプロジェクト開催実績】

	実施回数	参加者数
25年度	1回	60人
26年度	6回	470人
27年度	12回	1,300人
28年度	14回	1,527人
29年度	18回	2,289人



ヤキイモで地域交流

●子ども・子育て家庭等への支援

子ども家庭支援センターと連携し、子ども食堂の立ち上げ及び運営を支援しています。NPO法人フードバンクTAMAと契約を締結し、寄附を受けた食品を市内の子ども食堂や学習支援を行っている団体などに提供しています。また、FC町田ゼルビアホームゲームにて、フードドライブを行い、家庭で余っている食品のフードロスへの取り組みや、食品の寄附によるボランティア活動を市民に周知しています。



食品を持ちよるフードドライブを実施



子ども食堂への食品提供

【(食品提供実績) 平成29年度実績】

14団体・グループ

19回

●ボランティアコーディネート

ボランティア活動を希望する個人やボランティアの応援が欲しい個人・団体・施設等の相談に応ずるとともに、活動先の紹介、調整や情報提供を行っています。

【ボランティア相談】

	26年度	27年度	28年度	29年度
依頼	310件	282件	261件	289件
紹介	354人	295人	274人	277人

【ボランティア登録状況】

	26年度	27年度	28年度	29年度
個人	201人	143人	156人	135人
団体	173団体	187団体	187団体	177団体

● **ライフステージに応じた福祉学習推進のための事業**

「夏体験ボランティア」 中学生以上を対象に夏休み期間中に市内の福祉施設や市民活動団体等でボランティア体験を実施し、30年度は449人が参加しました。



保育園でのボランティア



恩田川清掃のボランティア

● **福祉体験学習** 市内の小中学校等が実施する福祉やボランティア学習に対して、車いすやアイマスク、手話、点字体験や障がい当事者体験談等の実施の支援を行っています。



小学校でのアイマスク体験

【福祉体験実績】

	26年度	27年度	28年度	29年度
学校数	113校	109校	101校	102校
児童・生徒数	10,712人	10,516人	9,733人	8,784人
スタッフ数	716人	620人	623人	552人

● **介護予防・日常生活支援総合事業**

高齢者が住み慣れた地域で健康で長く住み続けられるよう、介護予防を推進し、社会参加の場や住民主体の助け合い活動を進めています。



「町田市生活支援団体ネットワーク連絡会」
かわら版第1号

市内で生活支援を行っている住民団体の情報共有の場として、「町田市生活支援団体ネットワーク連絡会」が発足しました。



連絡会でのグループワーク

● 相談支援課 ●

● 福祉サービス利用援助事業

市内にお住まいの障がい者や高齢者で、福祉サービスなどの利用に関わる手続きを行うことが難しい方の支援を行う事業です。年々相談や利用契約件数は増加傾向となっています。

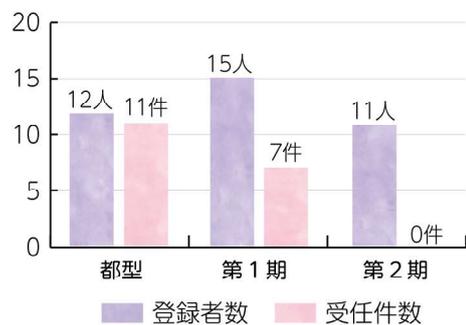
● 市民後見人の育成

市民後見人とは、社会貢献、ボランティアな精神に基づき、後見人としての職務を全うするために必要な知識と技量を身に付けた市民による後見人の事です。平成26年度より町田市からの受託を受け、町田市独自の市民後見人の育成に取り組んでいます。

相談件数・利用実績



市民後見人新規登録者数・受任件数



● 学童保育課 ●

● 学童保育事業

市内43の学童保育クラブのうち、14の学童保育クラブを運営しています。「安全で安心な楽しい居場所作り」を基本に、年齢の違う子どもたちが関わり合って、楽しく育ち合えるよう育成支援に努めています。



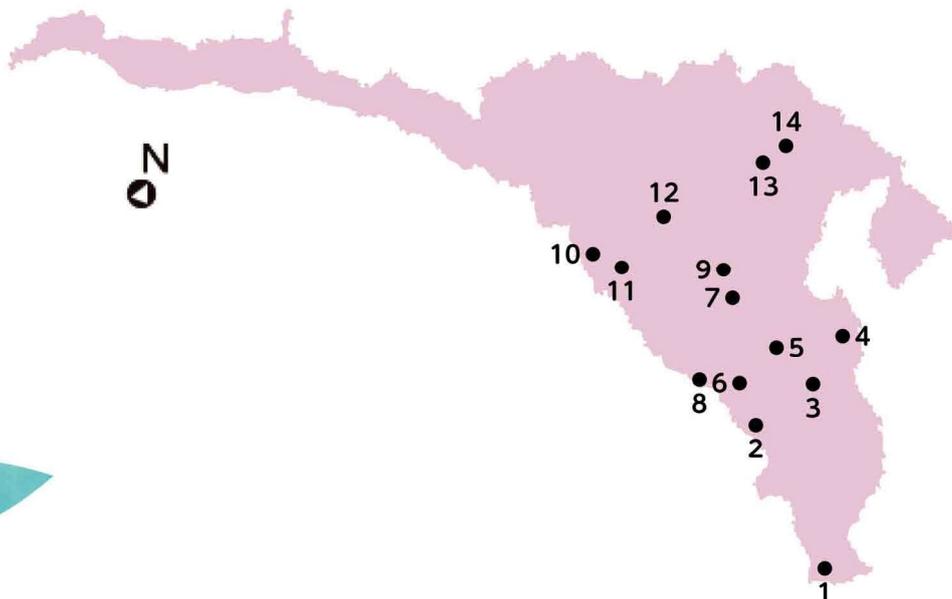
14学童保育クラブ合計児童数の推移

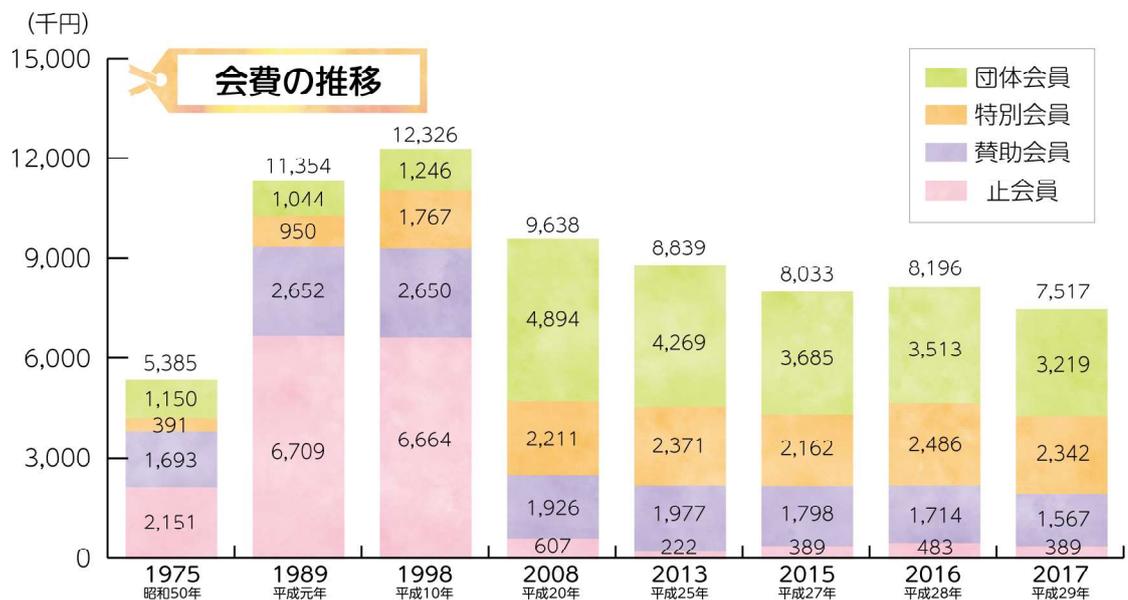
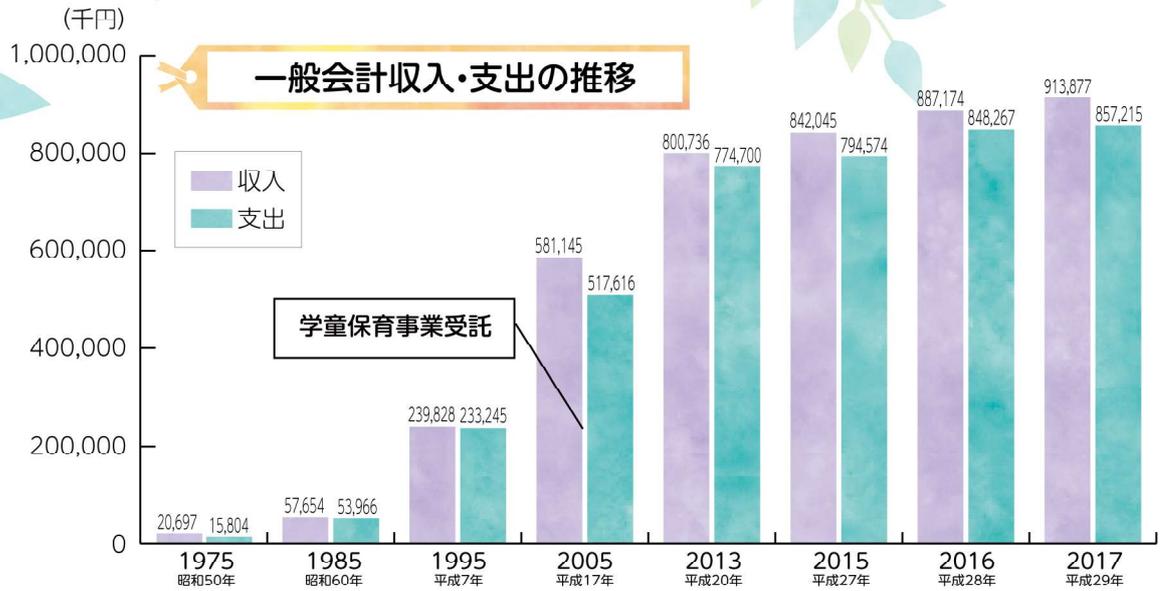
共働き家庭等の増加に伴い、学童保育クラブ在籍児童数は年々増加しています。平成30年度は、少子化や新まちとも(町田市放課後等子ども遊び場見守り事業)の影響もあり、微減となりました。



【14学童保育クラブ一覧】

	クラブ名	学校名	平成30年4月1日児童数
1	鶴間ひまわり	鶴間小学校	94人
2	金森	南第三小学校	68人
3	なんなる	南成瀬小学校	83人
4	すまいる	成瀬台小学校	86人
5	高ヶ坂	町田第六小学校	46人
6	学童21	町田第二小学校	68人
7	竹ん子	町田第三小学校	73人
8	森野	町田第四小学校	111人
9	藤の台	本町田東小学校	41人
10	木曽境川	木曽境川小学校	87人
11	木曽	忠生第三小学校	112人
12	七国山	七国山小学校	137人
13	野津田	鶴川第一小学校	101人
14	鶴川第四	鶴川第四小学校	76人





会員になって
地域福祉を支えてください

町田市
社会福祉協議会

会員募集

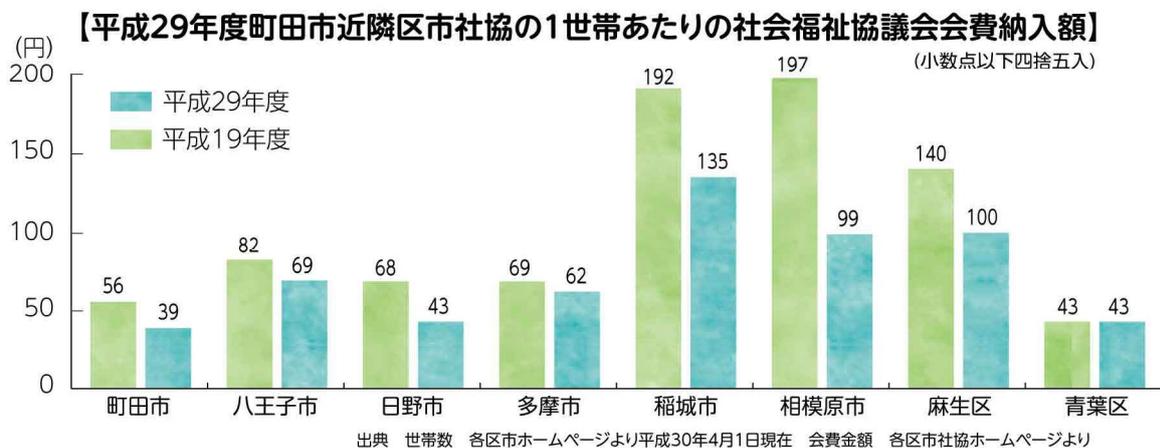
町田市社協では、本会の地域福祉活動にご理解いただき、財政的に支える形で地域福祉に参加して下さる方(会員)を募集しています。

本会では、訪問入浴サービス、ふれあいサロン事業など様々な地域福祉活動を実施しており、それらの推進財源は会費です。

平成30年度も、第四次町田市地域福祉活動計画に基づき、様々な地域福祉活動を進めることにより町田市の地域福祉の活性化を計画しております。

これからも「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」を実現するために会員を募集しています。ぜひご加入をお願いします。

町田市社協は平成30年3月に町田市より税額控除対象法人の認定を受けました。これにより個人が寄附した場合、これまでの「所得控除」に加えて「税額控除」も選択できるようになりました。この「税額控除」は寄附をした個人が確定申告によって、所得税法上の税額控除が受けられ、税率に関係なく税額控除額を直接差し引くことができます。



多くの方に加入いただき、地域福祉活動に参加していただき、町田の地域福祉をささえてくださいますようお願いします。

会費の種類	
正会員	200円以上
賛助会員	2,000円以上
特別会員	10,000円以上
団体会員	町内会・自治会

【会費の納入方法】

直接窓口へ

町田市原町田4-9-8

町田市民フォーラム4階

郵便振込

口座番号 00160-9-64146

加入者口座名称 町田市社会福祉協議会

町田市社会福祉協議会 歴代会長



初代会長

五十嵐 朝治(昭和33～43年度)



二代会長

青山 藤吉郎(昭和44～48年度)



三代会長

松沢 勲(昭和49～52年度)



四代会長

齋藤 繁(昭和53年度)



六代会長

加藤 忠男(昭和62～63年度)



五代会長

谷 節能(昭和54～61年度)



七代会長

坂本 八郎(平成元～5年度)



八代会長

小山 貴光(平成6～18年度)



九代会長

佐々木 のり(平成19～28年度)



十代会長

小野 敏明(平成29年度～)



町田市社会福祉協議会 任期別 三役名簿

(昭和44年法人化から)

年 度	会 長			副 会 長			常 務 理 事			
昭和44	青山藤吉郎			五十嵐朝治	吉川 照正			名越覚十郎		
昭和45	青山藤吉郎			五十嵐朝治	片山 角市		鈴木 万理	林 重光		
昭和46	青山藤吉郎			五十嵐朝治	花形 英一			松沢 勲		
昭和47	青山藤吉郎	花形 英一	松沢 勲	守屋 信一				松沢 勲		
昭和48	青山藤吉郎	花形 英一	松沢 勲					松沢 勲		
昭和49	松沢 勲	花形 英一	林 松雄	渋谷 美樹				谷 節能		
昭和50	松沢 勲		渋谷 美樹	須崎 卓司				谷 節能		
昭和51	松沢 勲		渋谷 美樹	須崎 卓司				谷 節能		
昭和52	松沢 勲		渋谷 美樹	小島 一布				谷 節能		
昭和53	齋藤 繁		渋谷 美樹	川崎 正一				谷 節能		
昭和54	谷 節能		尾作 好一	市川 武雄				中里 周蔵		
昭和55	谷 節能		井上 代一	市川 武雄				中里 周蔵		
昭和56	谷 節能		加藤 忠男	堀木 與三				中里 周蔵		
昭和57	谷 節能		加藤 忠男	小林 秀信				市川 武雄		
昭和58	谷 節能		加藤 忠男	加藤 正次				三浦 吉平		
昭和59	谷 節能		加藤 忠男	加藤 正次				小林 秀信		
昭和60	谷 節能		加藤 忠男	小野 新一				小林 秀信		
昭和61	谷 節能	加藤 忠男	小野 新一	山平豊三郎				小林 秀信		
昭和62	加藤 忠男	渋谷 浩章	高野 孝一	山平豊三郎				小川佐久男		
昭和63	加藤 忠男		渋谷 浩章	高野 孝一				小川佐久男		
平成 元	坂本 八郎		渋谷 浩章	高野 孝一				山口 博		
平成 2	坂本 八郎		渋谷 浩章	高野 孝一				山口 博		
平成 3	坂本 八郎		渋谷 浩章	高野 孝一				山口 博		
平成 4	坂本 八郎		渋谷 浩章	福崎 重男				山口 博		
平成 5	坂本 八郎		渋谷 浩章	福崎 重男				山口 博		
平成 6	小山 貴光		渋谷 浩章	福崎 重男				斉藤 秀夫		
平成 7	小山 貴光		渋谷 浩章	福崎 重男				斉藤 秀夫		
平成 8	小山 貴光		佐藤 俊	福崎 重男				斉藤 秀夫		
平成 9	小山 貴光		佐藤 俊	福崎 重男				斉藤 秀夫		
平成10	小山 貴光		佐藤 俊	福崎 重男				綿貫 敏雄		
平成11	小山 貴光		佐々木のり	安藤 利雄				鈴木喜八郎		
平成12	小山 貴光		佐々木のり	安藤 利雄				鈴木喜八郎		
平成13	小山 貴光		佐々木のり	安藤 利雄				鈴木喜八郎		
平成14	小山 貴光		佐々木のり	木美 貢				鈴木喜八郎		
平成15	小山 貴光		佐々木のり	木美 貢				鈴木喜八郎		
平成16	小山 貴光		佐々木のり	木美 貢				齋藤 輝彦		
平成17	小山 貴光		川尻 禮郎	木美 貢				齋藤 輝彦		
平成18	小山 貴光		川尻 禮郎	中里 孝夫				齋藤 輝彦		
平成19	佐々木のり		川尻 禮郎	中里 孝夫				齋藤 輝彦		
平成20	佐々木のり		川尻 禮郎	中里 孝夫				大野 充秀		
平成21	佐々木のり		川尻 禮郎	中里 孝夫				土屋 豊		
平成22	佐々木のり		天満 明雄	中里 孝夫				土屋 豊		
平成23	佐々木のり		内田 晃	中里 孝夫				臼井満里子		
平成24	佐々木のり		一石 靖江	中里 孝夫				臼井満里子		
平成25	佐々木のり		一石 靖江	高橋 倫正				鏈溝 慶一		
平成26	佐々木のり		一石 靖江	高橋 倫正				鏈溝 慶一		
平成27	佐々木のり		一石 靖江	高橋 倫正				鏈溝 慶一		
平成28	佐々木のり		青山 豊子	松元 洋				鏈溝 慶一		
平成29	小野 敏明		青山 豊子	安達 廣美				廣田 満		
平成30	小野 敏明		青山 豊子	安達 廣美				廣田 満		

任期別理事・監事・評議員名簿

理事

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
土屋 豊 豊田 ゆり子 天満 明雄 川尻 禮郎 高橋 協子 大原 徹夫 吉邨 つゆ子 小山 七平 垣見 龍次 中里 孝夫 盛永 久恵 村田 仁 尾留 川朗 小野 敏明 佐々木 のり	土屋 豊 豊田 ゆり子 内田 晃 天満 明雄 鈴木 千鶴 大原 徹夫 吉邨 つゆ子 村田 昭夫 中里 孝夫 山田 勝也 盛永 久恵 尾留 川朗 小野 敏明 佐々木 のり	白井 満里子 豊田 ゆり子 内田 晃 市川 恵子 一石 靖江 大原 徹夫 風間 博昭 村田 昭夫 中里 孝夫 山田 勝也 盛永 久恵 鈴木 貫武 小野 敏明 佐々木 のり	白井 満里子 豊田 ゆり子 内田 晃 市川 恵子 一石 靖江 大原 徹夫 風間 博昭 村田 昭夫 中里 孝夫 高橋 正倫 盛永 久恵 鈴木 貫武 小野 敏明 佐々木 のり	鎌田 慶一 豊田 ゆり子 一石 靖江 市川 修 藤井 芳江 衛上 三枝 山藤 正巳 伊藤 橋正 高橋 山弘 杉山 元忠 松元 木川 鈴木 常雄 市野 敏明 佐々木 のり

監事

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
鈴木 文雄 手塚 直樹	鈴木 文雄 手塚 直樹	小林 進 手塚 直樹	小林 進 手塚 直樹	熊澤 芳子 折登 満

評議員

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
大梶 善雄 神原 秀子 中溝 為夫 岩崎 寿美男 小川 誓順 種市 京茂 竹井 子 川田 富美子 月岡 千鶴 鈴木 晃 内田 博明 風間 勳 磯崎 武司 蛭田 明 池田 敏 村松 昭夫 村田 健志 高橋 也也 山田 勝也 粕谷 羊三 小林 雄二 小岩 正博 村上 藤子 加藤 雅孝 三澤 義章 千條 敏明 能藤 善子 齋藤 孝昭 佐山 正	大梶 善雄 神原 秀子 中溝 為夫 金子 好雄 小川 誓順 一石 江代 大田 倉進 田野 倉英男 関口 春海 新沼 修明 藤井 博明 磯崎 勳 蛭田 武司 清水 彦敏 村松 敏夫 小高 春也 高橋 志弘 杉山 昌弘 岡村 順司 粕谷 三博 村上 邦子 石坂 周良 戸田 一 富岡 明 能藤 善子 齋藤 孝昭 上杉 正	大梶 善雄 湯田 力子 中溝 為夫 金子 好雄 小川 誓順 佐藤 光代 大田 倉進 田野 倉英男 関口 春海 新沼 修明 藤井 三枝 磯崎 勳 蛭田 武司 清水 彦敏 村松 敏夫 伊藤 正巳 稲山 健弘 杉元 昌洋 高橋 倫正 新城 吉博 木下 正博 村上 邦子 石坂 澄一 溝富 隆彦 岡林 善典 平齋 孝昭 野山 正	富岡 淳一 岡田 力子 湯田 為夫 中溝 誓順 齊藤 和代 小大 貫進 田野 倉英男 関口 春海 新沼 修明 藤井 光由 佐藤 三枝 磯崎 勳 蛭田 武司 清水 彦敏 村松 敏夫 伊藤 正巳 稲山 健弘 杉元 昌洋 木下 篤雄 鎮目 弘美 山口 正博 石坂 邦子 長谷川 裕一 中村 隆彦 平林 実子 わあ べみ あさ 美正 杉山 正	富岡 淳一 彌 晴美 小宮 茂治 齊藤 喬志 富田 倉里 町野 眞子 関口 英海 新沼 春子 青山 豊徳 杉浦 喜 川口 勳治 磯澤 彰 柿塚 信 大村 稠敏 岩松 也雄 鎮目 克義 宮本 聖士 阿部 和子 江藤 征雄 平山 富原 大川 三郎 内田 万里 瀨取 一 名村 肇 中村 生 小田 実 わあ べみ あさ 美健 市川 健一

※名簿は各年度末時点のものです。但し、平成30年度は平成30年8月現在のものです。
なお、町田市議会からの推薦による評議員は各年度3月8日時点のものです。

理事

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鎌田 慶一 豊田 ゆり 一石 靖江 市川 恵子 藤井 修江 衛藤 芳枝 山藤 三正 伊藤 倫義 高橋 目雄 鎮松 元洋 鈴木 木忠 北澤 英明 小野 敏明 佐々木 のり	鎌田 慶一 関谷 真悟 一石 靖江 市川 恵子 藤井 修江 衛藤 芳枝 北伊藤 正江 高橋 元正 松宮 本洋 鈴木 木忠 堀場 聖士 野々木 敏明 佐々木 のり	鎌田 慶一 関谷 真悟 青山 豊里 町野 眞子 衛藤 芳江 北澤 早智 伊藤 正光 松元 聖士 宮本 木忠 鈴木 木忠 堀場 聖士 野々木 敏明 佐々木 のり	廣田 満悟 田谷 眞子 青山 眞里 町野 眞子 柿澤 治子 須田 幸二 東海 林美 安達 廣一 中木 登忠 鈴木 山孝 奥野 敏明 小佐々木 のり	廣田 満悟 田谷 眞子 青山 眞里 町野 眞子 柿澤 治子 須田 幸二 東海 林美 安達 廣一 中木 登忠 鈴木 山孝 奥野 敏明 小佐々木 のり

監事

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
熊澤 芳子 折登 満	船木 正幸 折登 満	船木 正幸 折登 満	村重 直美 折登 満	村重 直美 折登 満

評議員

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
富岡 淳一 彌宮 晴茂 小宮 喬志 齊藤 和志 富岡 倉進 田野 眞里 町野 英男 関口 春海 新沼 豊子 青山 英慶 杉浦 治彰 磯澤 塚敏 柿大 信也 村松 克享 岩田 聖士 野本 健征 宮木 藤士 稲江 富原 平山 川郎 大内 田里 内田 三萬 櫛取 階一 高小 渡生 渡新 井尚	富岡 淳一 多田 周史 小宮 喬志 齊藤 和志 富岡 倉進 田野 眞里 町野 英男 関口 春海 新沼 豊子 青山 英慶 杉浦 治彰 磯澤 塚敏 柿大 信也 村松 克享 岩田 聖士 野本 健征 宮木 藤士 稲江 富原 平山 川郎 大内 田里 内田 三萬 櫛取 階一 高小 渡生 渡新 井尚	富岡 淳一 多田 周史 小宮 喬志 齊藤 和志 富岡 倉進 田野 眞里 町野 英男 関口 春海 新沼 豊子 青山 英慶 杉浦 治彰 磯澤 塚敏 柿大 信也 村松 克享 岩田 聖士 野本 健征 宮木 藤士 稲江 富原 平山 川郎 大内 田里 内田 三萬 櫛取 階一 高小 渡生 渡新 井尚	富岡 淳一 多田 周史 小宮 喬志 齊藤 和志 富岡 倉進 田野 眞里 町野 英男 関口 春海 新沼 豊子 青山 英慶 杉浦 治彰 磯澤 塚敏 柿大 信也 村松 克享 岩田 聖士 野本 健征 宮木 藤士 稲江 富原 平山 川郎 大内 田里 内田 三萬 櫛取 階一 高小 渡生 渡新 井尚	富岡 淳一 多田 周史 小宮 喬志 齊藤 和志 富岡 倉進 田野 眞里 町野 英男 関口 春海 新沼 豊子 青山 英慶 杉浦 治彰 磯澤 塚敏 柿大 信也 村松 克享 岩田 聖士 野本 健征 宮木 藤士 稲江 富原 平山 川郎 大内 田里 内田 三萬 櫛取 階一 高小 渡生 渡新 井尚

社会福祉法人町田市社会福祉協議会定款

改正社会福祉法に基づき平成28年2月6日付認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、町田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 障害福祉サービス事業の経営
- (9) 総合相談事業
- (10) せりがや会館の運営
- (11) 放課後児童健全育成事業の経営
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 生活支援体制整備事業
- (14) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を東京都町田市原町田四丁目9番8号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員16名以上31名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、別に定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に基づいた額を報酬等として支給することができる。

(構成)

第5章 理事会

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 員

(会員)

第32条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下、「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第9章 資産および会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 300万円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、町田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、町田市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 要介護認定調査業務の受託経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 解散

(解散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、町田市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を町田市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長	五十嵐朝治
理 事	小山 貴光
”	小島 つね
”	松沢 勲
”	犬飼 国定
”	斉藤 留吉
”	中村 保久
”	青山藤吉郎
”	名越覚十郎
”	竹内 義雄
”	森山 三郎
”	石井 嘉光
”	内田 博
”	桂 弘真
”	林 重光
監 事	園曾 戦吉
”	島崎 忠治

町田市社会福祉協議会
創立60周年記念誌

発行日 平成30(2018)年9月
編集 事務局内創立60周年記念誌編集委員
発行 社会福祉法人町田市社会福祉協議会

〒194-0013 東京都町田市原町田 4-9-8
TEL 042-722-4898 FAX 042-723-4281
URL <https://www.machida-shakyo.or.jp>

